

令和3年8月31日
政策経営部経営改革推進課
政策経営部財政課
総務部人事課

教育長 様
各部長 様

副区長 橋本 正彦
(公印省略)

令和4年度における予算・組織・職員定数に関する基本方針について(依命通達)

新型コロナウイルス感染症拡大は長期化し、度重なる緊急事態宣言の発令等を受け、行動の制約などにより、区民の生活や社会経済活動などに、大きな影響を及ぼしている。

この状況を受け、区としては、感染症収束の大きな鍵となる新型コロナウイルスワクチン接種を加速化させ、早期に感染拡大の防止をめざすとともに、コロナ禍における区民生活を支え、地域経済の活性化を図るための対策に最優先で取り組む必要がある。

我が国の経済は、海外経済の回復基調に合わせて、好調な企業がある一方、感染症拡大の影響により経営に厳しい業種もあるなど、企業業績は二極化しており、景気の先行き不透明感は拭えず、コロナ禍において全面的な回復基調には至っていない現状にある。

区財政は、地方法人課税の税制改正による減収の恒常化に加え、感染症拡大に伴う経済への影響により、特別区交付金及び特別区税の改善は見込めない一方、社会保障費の増大傾向はもとより、(仮称)子ども家庭総合支援センターの開設、上板橋駅南口駅前地区まちづくり事業の本格化や公共施設の再構築をはじめとした多額の経費負担を伴う事業が継続している。

昨年度は巨額の財源不足が見込まれ、急遽、全庁を挙げた緊急財政対策の取組により、漸くにして令和3年度の予算編成を行ったが、令和4年度予算においても119億円の財源不足が見込まれている。

この厳しい財政状況においては、緊急財政対策を継続しつつ、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、「いたばしNo.1実現プラン2025」で掲げた重点戦略「SDGs戦略」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)戦略」、「ブランド戦略」の3本の柱を基本として、計画の着実な推進を図ることにより「東京で一番住みたくなるまち」をめざしていく必要がある。

そのためには、全職員が、感染症収束後の新たな区政のあり方、激変する社会経済情勢、区の財政状況を踏まえて、それぞれの事務事業について、効果や効率性を客観的な視点で見極めつつ、前例に捉われずにあらゆる創意工夫を重ねることで、質の維持・向上を図っていくことが必要不可欠である。

以上を基本的な考え方として念頭に置き、下記の方針のもと、令和4年度に向けて、予算編成、組織改正、職員の定数管理に取り組まれない。

この旨、命により通達する。

なお、予算査定、組織改正、職員定数にあたっては、戦略的な経営の視点を踏まえて、厳正に対処するので、この点申し添える。

1 予算編成について

予算編成にあたっては、以下の方針によりの確に経費を見積もること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症については、国内外の感染状況や、国及び東京都の動向を引続き注視し、感染拡大防止を徹底するとともに、感染症の収束と社会経済情勢の変化を見据えた事業実施を検討すること。
- (2) 基本計画の「9つのまちづくりビジョン」及び「いたばし No.1 実現プラン 2025」の重点戦略を踏まえ、その実現に向けた事業構築を組織横断・戦略的に進め、予算に計上すること。
- (3) すべての施策及びその執行体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。
- (4) 限られた財源を有効に活用するため、最少の経費で最大の効果を挙げるという視点で、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、財務諸表を含めた過去の決算や執行状況、規模・単価用積算根拠について、徹底した分析・検証を行い、事業評価や実績を踏まえ、予算計上すること。
- (5) 新規事業及び拡大事業については、必要性を厳しく見極めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の廃止・見直しを徹底し、区政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度負担を明らかにしたうえで、予算に計上すること。
- (6) 区税などの自主財源については、経済情勢の推移や税制改正の動向等を把握したうえでの確に捕捉して見積もるとともに、国庫支出金など特定財源の見込めるものは確保すること。
- (7) 区税や国民健康保険料などの各種歳入金については、徴収計画に基づく目標収入額を適切に定め、収入の確保及び収入率の向上に向けた取組を強化するとともに、収入未済、貸付金の償還未済についても、負担の公平性の原則や納税者である区民の目線に立ち、その解消に向けて全力で取り組むこと。更に、行政財産の貸付、広告収入などの税外収入の確保についても、積極的に取り組むこと。

2 組織改正及び事務改善について

組織改正及び事務改善については、以下の点を十分に踏まえ対処すること。

- (1) 「いたばしNo.1 実現プラン 2025」を着実に推進するため、行政評価などを活用し、施策や事務事業を戦略的に分析したうえで、将来的な行政課題にも対応できる組織体制を構築すること。
- (2) 組織要求にあたっては、ウィズコロナ・ポストコロナにおける事務事業の実施状況を加味し、必要性や効果性、緊急性を十分に精査したうえで、「選択と集中」の視点から、既存組織の再編を基本とした見直しを行うこと。
- (3) (仮称) 子ども家庭総合支援センターの円滑な開設・運営はもとより、児童相談所設置市事務が移管されることから、新たな事務に適切に対応できる組織体制の整備とともに、全庁的な連携体制を構築すること。
- (4) 社会経済情勢の変化を見据え、区民サービスの提供方法を抜本的に変革させる気概を持ち、前例に捉われない職員の創意工夫と英断により、DXの推進及び不断の業務改善に努めること。

3 職員定数管理について

職員定数の適正化にあたっては、以下の点を十分に踏まえ対処すること。

- (1) 「いたばしNo.1 実現プラン2025」の重点戦略の着実な推進に向け、限られた人的資源を真に必要な事務事業へ効率的・効果的に配分するため、業務執行方法の不断の見直しを行い、柔軟かつ機動的な執行体制の構築並びに職員定数の適正化に努めること。
- (2) 社会経済情勢の変化を踏まえた事業の見直しや新規事業等による業務量の増減に対して、全庁的な人員の再配分を行うため、すべての課において業務量に見合った所要人員を厳密に算定し、増員の要求は最小限なものにすること。
- (3) 持続可能な区政経営を推進するため、職員の能力を最大限に発揮できる職場環境の整備やPDCAサイクルを十分に使いこなせる人材の育成・活用や、働き方改革の推進に取り組むことにより、生産性の高い業務遂行をめざすこと。